

本会議から付託された議案3件、請願1件及び陳情1件を審査するため、平成26年9月11日に総務文教委員会を開催しました。

議案第51号 総社市職員コンプライアンス条例の制定について

～内容～

職員の法令遵守及び倫理意識の向上のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立するため、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：以前からコンプライアンス関係の取り決めはあったとのことだが、新たに規定した部分があるのか。

答：不当要求対策、公益通報制度については以前から規定を設けていたが、この条例には、今までなかった倫理に関する部分を規定している。また、利害関係者との接触の禁止など、詳細については職員倫理規則で定めようと考えている。

問：この条例が可決されれば、職員への周知徹底が必要であるが、具体的な方法について、どのように考えているのか。

答：この条例は10月1日からの施行としており、可決されれば、それまでの間に職員に周知する必要がある。具体的には、全体で周知をするのか、または、各所属長が所属員に周知をするのか、どちらの方法で行うにしても周知徹底に努めていきたい。

問：総社市コンプライアンス外部委員会は、定期的を開催するのか、それとも問題が起きたときに開催をするのか。

答：総社市職員コンプライアンス条例又は職員倫理規則の改正や、不当要求又は公益通報がない場合、今のところ開催は考えていない。

問：何もなければ外部委員会を開催しないのであれば、外部委員会の役目である抑止効果に欠けると思うがどうか。

答：委員が言うように、共通の認識や防止対策の面もあるので、開催を考えていきたい。

議案第52号 総社市入札等監視委員会設置条例の制定について

～内容～

入札及び契約の過程並びに契約内容の透明化を確保するため、第三者で組織する委員会を設置することに関し、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：総社市コンプライアンス外部委員会以上に、抑止効果を持たせるべきだと思う。現在の内部だけの監視ではなかなか自主規制ができない。この委員会は、定期的な開催をすべきだと思うがどうか。

答：具体的には、選任された委員との相談になるが、事務局としては3ヶ月に1回、年4回程度の定期的な開催を考えている。

議案第59号 平成26年度総社市一般会計補正予算（第4号）

～内容～

市役所本庁舎玄関及び外壁改修に係る経費、市内小中学校へ防犯カメラを設置する経費、並びに昭和公民館及び久代分館の移転新築整備に係る経費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、歳出では本庁舎玄関及び外壁改修工事に係る工事請負費4,500万円を減額し、それに合わせて、歳入では財政調整基金繰入金を4,500万円減額するとともに、関連する債務負担行為（追加）を削除する内容の修正案が提出され、全員一致で**修正議決**すべきであると決定。

～質疑～

問：昭和公民館の建物設計委託料約3,600万円が計上されているが、この金額はどのように算定をしたのか。また、全体の事業費はどれくらいになる予定か。

答：委託料の積算は、現在では概ね必要な作業の人件費の積み上げ方式で算定をしており、この委託料についても同様の算定をしている。また、これから計画をまとめていく話の中で全体の事業費が出てくると思うが、ある程度の枠の中でおさめていこうと考えている。

問：合併 10 年目ということで、本庁舎玄関及び外壁改修工事費が計上されているが、10 年目に当たることは初めから分かっていたことである。なぜ突然当初予算でなく、今回の補正予算に計上するのか。

答：本庁舎玄関及び外壁については、以前から懸案事項のひとつであり、機会があれば改修を行いたいと考えていた。今回、合併 10 年目の節目であり、また、平成 25 年度の決算状況等を勘案して補正予算に計上した。

問：合併 10 年目の節目ということであれば、図書館へエレベーターを設置するなど他の事業へ予算を使うことも考えられる。この本庁舎玄関及び外壁改修工事費を補正予算に計上した背景はどうであったのか。

答：外壁改修については、本庁舎の耐震補強をするには約 20 億円、新庁舎を建設するには約 30 億円がかかるということで、どちらにしてもすぐには着手できないことから、また、本庁舎玄関改修については、市民の方にご不便をかけないように、市民の方をお迎えする気持ちを表せるようにということから補正予算に計上した。

問：本来であれば、当初予算へ計上すべき事業である。本庁舎玄関及び外壁改修工事については、今回の補正で行うのではなく、将来検討すべきではないか。

答：市民の方にとって、玄関は唯一の入り口であるため、改修工事は仮設の入り口など手法を考えながらの作業になり、ある程度の期間が必要になる。できれば今回、設計については行いたいと考えている。

問：今回の補正予算で、小学校 3 校から 4 校に防犯カメラを設置するとのことであるが、どのような計画で行うのか。

答：今回の補正予算では、小学校 3 校から 4 校に設置したいと考えているが、岡山県の補正予算でこの補助金が倍増されたということもあり、県や財政課と協議をし、できれば今年度中に、市内小中学校全校に防犯カメラを設置したいと考えている。

請願第 3 号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」 採択についての請願

～請願内容～

国に対し、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求めるもの。

～結果～

「既に国において法律が成立しており、地方議会で検討すべきではない。」とのことから、全員一致で**不採択**とすべきであると決定。

陳情第4号 憲法解釈変更の閣議決定の撤回の意見書を提出するよう求める陳情

～陳情内容～

関係機関に対し、集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回し、関連する法案作成作業等
を中止するよう求める意見書の提出を求めるもの。

～結果～

「既に閣議決定をされており、憲法問題に対する解釈については、地方議会において判断すべきではない。」とのことから、全員一致で**不採択**とすべきであると決定。